

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 西武津田沼ショッピングセンター
- 2 所在地 船橋市前原西二丁目19番1号
- 3 建物設置者 株式会社津田沼七番館 代表取締役 會田博ほか
- 4 小売業者名 株式会社西友（業種：総合店）ほか
- 5 変更しようとする事項

店舗面積

（変更前）21,285㎡ （変更後）23,112㎡

- 6 変更年月日 平成20年3月3日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成19年7月2日
 - (2) 公告縦覧期間 平成19年7月20日～平成19年11月20日
 - (3) 説明会開催日 平成19年8月30日不要承認済
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 船橋市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成20年2月5日通知

<理由>

- (1) この届出は、店舗面積を増加するものであるが、既存建物内で営業していた「サービス部門（金融機関）」を「物販部門（主に衣料販売）」に変更するものであり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はないと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく船橋市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：23,112㎡
- 2 駐車場の収容台数：120台
- 3 駐輪場の収容台数：30台
- 4 荷さばき施設の面積：108㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：65㎡
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前10時～午後11時30分
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～翌午前6時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 I K E A 船橋
- 2 所在地 船橋市浜町二丁目2番34号ほか
- 3 建物設置者 I K E A Property, S. L.
日本における代表者 ルドルフ・ストロイスニツヒ
- 4 小売業者名 イケア・ジャパン株式会社（業種：家具店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前9時30分から午後9時
（変更後）午前9時30分（土日祝 午前8時）から午後9時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前9時15分から午後9時30分
（変更後）午前9時15分（土日祝 午前7時45分）から午後10時
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）午前4時から午前9時
（変更前）午後10時から翌午後10時
- 6 変更年月日 平成19年8月4日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成19年8月1日
 - (2) 公告縦覧期間 平成19年9月4日～平成20年1月4日
 - (3) その他 平成19年9月18日 説明会開催不要承認済
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 船橋市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：23,499 m²
- 2 駐車場の収容台数：1,600台
- 3 駐輪場の収容台数：702台
- 4 荷さばき施設の面積：5,067 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：61 m³
- 6 開店時刻：午前9時30分（土日祝午前8時）
閉店時刻：午後9時30分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時15分（土日祝午前7時45分）
～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午後10時～翌午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成20年2月20日通知

<理由>

- (2) この届出は、開店時間、駐車場利用時間及び荷さばき時間の延長を行うものであるが、開店及び駐車場利用時間については昼間時間帯内での変更であること、また、荷さばき時間については夜間時間帯での延長を伴う変更であるが、住宅側荷さばき所の使用を避けるなど運用上の配慮がなされ、周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく船橋市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 リブレ京成三咲店
- 2 所在地 船橋市三咲二丁目257番地2ほか
- 3 建物設置者 大川勝
- 4 小売業者名 株式会社京成ストア（業種：食料品専門店）
- 5 変更しようとする事項

(1) 閉店時刻

(変更前) 午後8時

(変更後) 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時50分から午後8時15分 (変更後) 午前9時50分から午後9時15分

- 6 変更年月日 平成19年8月7日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成19年8月6日
- (2) 公告縦覧期間 平成19年8月28日～平成19年12月28日
- (3) 説明会開催日 平成19年9月6日不要承認済

8 市町村・住民等の意見

- (1) 船橋市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成20年2月20日通知

<理由>

- (1) この届出は、閉店時刻を午後8時から同9時へ1時間延長するものである。騒音の予測結果は、昼間夜間の環境基準及び夜間の規制基準を満足しており、また、周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく船橋市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,032㎡
- 2 駐車場の収容台数：61台
- 3 駐輪場の収容台数：85台
- 4 荷さばき施設の面積：144㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：23m³
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時50分～午後9時15分
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前7時～午後6時